

＜事務連絡＞
令和2年3月6日

広域委員会・広域浜プラン策定調整協議会 御中
地域水産業再生委員会 御中

一般社団法人漁業経営安定化推進協会
＜公 印 省 略＞

競争力強化型機器等導入緊急対策事業により導入した機器等を担保に供する
場合の手続について

時下、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

本協会事業の推進に当たりましては、毎々格別のご高配をいただき厚く御礼申し上げます。

さて、本事業により導入した機器等を担保に供する場合は、「競争力強化型機器等導入緊急対策事業で取得した機器等の管理運営について」(平成28年3月18日付け一般社団法人漁業経営安定化推進協会)の第4の(1)等に基づき、あらかじめ本協会に申請し、本協会が(全県)取りまとめて農林水産大臣あてに申請の上、承認を受ける必要があります。

つきましては、申請書類の提出期限等について、下記のとおりご案内しますので、事業実施者の方々への周知等をお願いいたします。

記

1 申請書類の提出期限

区 分	処分(担保設定) 予定年月日	申請書類の提出期限
第1回目	令和2年7月31日(金)以降	令和2年6月30日(火)
第2回目	令和2年8月31日(月)以降	令和2年7月31日(金)
第3回目	令和2年11月2日(月)以降	令和2年9月30日(水)
第4回目	令和3年1月5日(火)以降	令和2年11月30日(月)
第5回目(最終)	令和3年3月1日(月)以降	令和3年1月29日(金)

2 提出書類

(1) 「財産処分承認申請書」(様式は別添のとおり)

* 様式は本協会のホームページにも掲載しておりますので、ダウンロードしてご利用下さい。

(2) その他添付資料

* 融資契約及び担保設定契約の内容が分かる資料(金銭消費貸借契約証書(案)又は借用証書(案)、抵当権設定証書(案)又は譲渡担保設定契約証書(案)、金融機関への借入申込書等のコピー等)

(3) 上記(1)及び(2)の書類を1部提出して下さい。

3 留意事項

農林水産大臣の承認を受けることなく本事業により導入した機器等を担保に供した場合、法令違反に該当するおそれがありますので、補助残融資等を受ける場合は、必ず当該融資の担保設定前に承認を受けるよう、金融機関等と相談の上、申請してください。

以 上